

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 8 月 3 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700077号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700145号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年7月1日から平成19年5月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成17年7月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月1日から平成19年5月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたが、実際の給与額に比べて年金記録における標準報酬月額が低い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間については、請求者から提出されたA社の給与支給明細書、請求期間に係る同僚の給与支給明細書及び金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、別表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、請求者が、請求期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等で確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる期間ごとの標準報酬月額は、同表の第5欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月から平成19年4月までの期間について、請求者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、請求者の給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

| 第1欄             | 第2欄                 | 第3欄            | 第4欄              | 第5欄             |
|-----------------|---------------------|----------------|------------------|-----------------|
| 請求期間に係る月        | オンライン記録の標準報酬月額（訂正前） | 報酬月額に見合う標準報酬月額 | 保険料控除額に見合う標準報酬月額 | 厚年特例法訂正後の標準報酬月額 |
| 平成17年7月         | 18万円                | 30万円           | 24万円             | 24万円            |
| 平成17年8月及び同年9月   | 18万円                | 28万円           | 24万円             | 24万円            |
| 平成17年10月        | 18万円                | 30万円           | 30万円             | 30万円            |
| 平成17年11月        | 18万円                | 28万円           | 30万円             | 28万円            |
| 平成17年12月        | 18万円                | 30万円           | 30万円             | 30万円            |
| 平成18年1月         | 18万円                | 26万円           | 30万円             | 26万円            |
| 平成18年2月         | 18万円                | 28万円           | 30万円             | 28万円            |
| 平成18年3月及び同年4月   | 18万円                | 30万円           | 30万円             | 30万円            |
| 平成18年5月         | 18万円                | 28万円           | 30万円             | 28万円            |
| 平成18年6月         | 18万円                | 30万円           | 30万円             | 30万円            |
| 平成18年7月         | 18万円                | 28万円           | 30万円             | 28万円            |
| 平成18年8月         | 18万円                | 26万円           | 30万円             | 26万円            |
| 平成18年9月         | 18万円                | 30万円           | 30万円             | 30万円            |
| 平成18年10月        | 18万円                | 28万円           | 28万円             | 28万円            |
| 平成18年11月        | 18万円                | 32万円           | 28万円             | 28万円            |
| 平成18年12月        | 18万円                | 30万円           | 28万円             | 28万円            |
| 平成19年1月         | 18万円                | 34万円           | 28万円             | 28万円            |
| 平成19年2月から同年3月まで | 18万円                | 24万円           | 28万円             | 24万円            |
| 平成19年4月         | 18万円                | 24万円           | 24万円             | 24万円            |